

申請者各位

2016 年 6 月 3 日
一般社団法人次世代自動車振興センター
充電インフラ部

平成26年度補正「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」
ローン契約を利用して補助金の交付を受けた方へのご案内

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金における補助対象経費の支払いにローン契約を利用して補助金の交付を受けた方は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則第9条第6項に基づき、補助金の受領後、速やかに補助金相当額又はそれ以上の額を債務の支払に充当する必要があります。

取扱のクレジット会社等へ一部繰上げ返済の手続きを行った後に「ローン契約等補助金充当報告書（様式25）」を用いて以下の書類を添付の上、補助金を債務に充当したことを報告してください。

なお、充当の手続きを未だ行っていない方は速やかに手続きをした後に、以下の書類を揃えて報告をしてください。

記

1. ローン契約等補助金充当報告書（様式25）

センターホームページよりダウンロードしてください。

2. 各クレジット会社等より発行される充当したことを証する書類

一部繰上げ返済の手続き書面や、一部繰上げ返済後の支払計算書等のコピー

※取扱のクレジット会社により発行される書類が異なりますのでご注意ください。

3. 債務充当金額及び債務充当日を証する書類

クレジット会社発行の領収書（充当日の記載のあること）のコピー、金融機関発行の振込証明書等のコピー、金融機関口座からの引落の証明書のコピーまたは通帳のコピー等

※振込による充当の場合と、引落しによる充当の場合では提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、報告時の「不備」も目立っています。特に多い「不備」の内容及び添付書類の注意事項をお知らせいたしますので、参考にして頂き、報告書作成時にご留意ください。

本件に対する問合せ

連絡先：次世代自動車振興センター 充電インフラ部

03-5501-4423（受付時間：9：00～17：00）

ローン契約等補助金充当報告書（様式２５）提出時に多い不備のご案内

平成２８年６月３日現在

【ローン契約等補助金充当報告書（様式２５）】※原本郵送

不備項目	不備内容	是正内容
報告日	・記入漏れ ・債務充当日より前の日が記入してある。	債務充当後に提出する書類になりますので、『債務充当日』より後の日付である必要があります。 <u>※センター到着日より未来日の場合も不備となります。</u>
押印 ・申請者印 ・手続代行者印 （社印）	・申請書（様式１－４）と相違している。	押印は、全て同一の印となります。センターに提出する全ての書類は申請時に押印した印と同じである必要があります。 <u>※申請時の印を紛失した方は、センターへ連絡してください。</u>
契約番号欄	・添付書類と相違している。 ・確認ができない。	実績報告時に提出のローン契約書に記載の契約番号である必要があります。
債務充当日欄	・添付書類と相違している。 ・確認ができない。	実際に債務に充当した日を記入してください。 添付の振込証明等と確認します。
充当額	・添付書類と相違している。 ・充当額が補助金額に不足している。	実際に債務に充当した額を記入してください。 <u>※充当額が不足している場合はセンター連絡してください。</u>

※ローン契約等補助金充当報告書（様式２５）は必ず押印した原本を郵送してください。

【各クレジット会社等より発行される充当したことを証する書類】

※不備による再提出はFAX可

※取扱のクレジット会社等により発行される書類が異なりますので注意してください。

※センターでお認めしている書類は以下になりますので、いずれか一つを提出してください。

書類	注意事項
一部繰上返済後に発行される支払の計画書（支払計算書、支払明細書等）のコピー	・申請者名、契約番号が相違ないこと。 ・当初の契約額と充当後の残高が確認できること。
一部繰上返済の手続き書類（ご案内、請求書、約定変更契約書等）のコピー	・申請者名、契約番号が相違ないこと。 ・一部繰上金額が確認できること。
<u>完済の場合（注）</u> 契約終了通知書、完済証明書等のコピー	・申請者名、契約番号が相違ないこと。 ・契約が終了したことが確認できること。
領収書のコピー ※領収書のコピーを提出する場合は、 「債務充当日」を証する書類の提出は 不要です。ただし、右記内容が確認で きる場合に限ります。	以下の内容が確認できること。 ・申請者名（フルネーム）宛 ・発行元の押印 ・発行日 ・領収額（充当額であること） ・但し書きに下記内容の記載があること 『該当契約（契約番号）の一部充当金である』 『〇／〇振込（引落）分』 (発行日と同日の場合は不要です)

（注）完済の場合はクレジット会社等により、「契約終了通知書」等のコピーの提出のみで「債務充当額及び債務充当日を証する書類」の提出が不要の場合がありますので、センターへお問い合わせください。

【債務充当金額及び債務充当日を証する書類】※不備による再提出はFAX可

※ローン契約等補助金充当報告書（様式25）に記入した「債務充当額及び債務充当日」を証する書類の添付が必要になります。記入した「債務充当額及び債務充当日」と相違ないように注意してください。

※領収書のコピーを提出する場合は、債務充当金額及び債務充当日を証する書類の提出は不要です。

不備項目	不備内容	是正内容
通帳のコピー	通帳の表紙のコピーがない。	申請者の通帳であることを確認する為に、通帳の名義人の記載のあるページのコピーを提出してください。
	該当の取引が印字されているページのコピーがない。	該当以外の取引は目隠しをしないで構いませんので、 取引日・取引額・取引先 が確認できるようにコピーして提出してください。 ※振込の場合は振込先が印字されない場合が多いため、必ず確認してください。振込先が印字されていないものは証明書類としてお認めできません。
振込証明書等のコピー	振込者、振込先、振込日、金額等 が確認できない。	・窓口にて手続した取引明細書（振込証明書等）のコピーには金融機関の受付印が必要です。 ・ATM利用明細書等のコピーで時間外の場合で翌営業日扱いの場合は、充当日翌営業日となります。 ・WEB取引の場合は画面のプリントアウトで構いませんが、<u>口座名義人及び振込手続完了ではなく振込完了（資金移動）</u>が確認できる必要があります。